

(45) 戦犯の歌

近代短歌に現われた子ども（二十四）

大塚 雅彦



太平洋戦争は戦争が終つてからも多く
の問題を世に残した。戦犯つまり戦争犯
罪人の問題はその一つである。その中、
連合国側の裁判によつて裁かれた、戦争
を指導した東条英機を始めとする最高の
政治的責任者（いわゆるA級）について
は、比較的国民に知られている。しかし、
直接の暴行者（C級）と、その責任
上官（B級）で死刑（絞首刑、銃殺刑等）
や無期・有期刑に処せられた人々の問題
は、必ずしも充分に知られているとはい
えない。また、戦争犯罪とは何か、勝者
が敗者を裁くのは「勝てば官軍、負けれ
ば賊軍」の諺と同じで、納得できない点
が多いのではないか、という理論や考え
方もある。げんに、このB C級戦犯を中

心とする手紙、日記、手記、詩歌類等の遺稿六五〇余編を収めた『世紀の遺書』が刊行されたのは早く昭和二十八年十二月であるが、の中には無実を訴え、敗者だけが裁かれる戦犯裁判に不合理を感じ、この裁判は形式的なもので、判決は政策的なものに過ぎない旨のことを書き記しているものが少なくないし、最近この「世紀の遺書」が三十年ぶりに復刻刊行（昭59・8）され、私はそれを読み返してみて、複雑な思いにとらわれざるを得なかつた。軍人の中にも例え聖将とか仁将とか呼ばれた

今村均元陸軍大将の如く、責任を感じて、戦犯者の無実を証明することや戦犯を守るために戦後の全生活を投入したような人物も居る（角田房子『責任——ラバウルの将軍今村均』昭59・5参照）。

このB C級戦犯のことを扱ったノンフィクションもの

には、今村の此の伝記本や、上坂冬子『巣鴨プリズン13

号鉄扉』（昭56・3、最近「新潮文庫」にも入った）及び同『遺された妻——横浜裁判B C級戦犯秘録』（昭58・

4）、岩川隆『神を信ぜず』——B C級戦犯の墓碑銘』

（昭51・5）その他があり、また、B C級戦犯を扱った文学作品にも吉村昭『遠い日の戦争』（昭53・10）を始め、すぐれたものが少くない。

① 上坂の両著から

『巣鴨プリズン13号鉄扉』は、『世紀の遺書』の編さん委員会の中心人物であった冬至堅太郎（元主計大尉）からその本の贈呈を受けた著者がこれを読み衝撃を受け、米軍事裁判による巣鴨の処刑者たちの公判記録をひもとき、その何人かの生涯と刑死の状況や、遺族のその後の三十年間の動静などを詳しく追跡調査して、綴つたものである。このうち、本稿の目的である短歌を遺している者をとり上げたものは少ないが、藤中松雄の項に、同人が子どもをうたつた作品

① 膳に載るリンゴに通う吾子の顔

匙さへ取らず見守りてゐたり

がある。藤中は『世紀の遺書』七〇〇頁以下に詳しく述べが載っているが、福岡県出身の農業で、元海軍一等兵

曹であり、昭和二十五年四月七日巣鴨で絞首刑、二十九才であつた。沖縄県の石垣島の飛行場を空襲した米機が撃墜されたが、その際落下傘により降下した米飛行士三人を殺害した件で日本軍将兵が起訴され、一審で実に四十一名が絞首刑を宣告され、最終的には七名（将校五、下士官二）が刑を執行された。藤中はその下士官の一人である。遺書の中に出でてくる孝一、孝幸の二児があつた（九才と三才）ようだ。この歌は処刑をあと半日後にひかえた四月六日午前十一時半、田中教誨師から最後の食物について注文を聞かれ、果物を一つ欲しいと申し出て、リンゴが届けられたが、二人の愛児に宛てた遺書の上に、父の最後の贈り物としてこのリンゴを載せたのであつた。歌意はこのリンゴの紅から、愛児たちの豊頬を想い、断腸の思いをしていることがわかり、涙なきを得ない。そして、藤中は子ども達に「戦争絶対反対」と「世界永遠の平和」のために貢献するように遺言している。

るのである。

『遺された妻』の方は副題にもある通り、B C 級戦犯を裁いた横浜裁判の記録である。巣鴨プリズンで処刑された五十三名の中、十一名は独身であつたから、当時は四十名前後の妻が残されたわけで、そのうち上坂女史が健在を確かめたのは二十四名で、大半がもう七十年代になっているらしい。二十三名が夫の遺書の公表を承諾してくれたという。本書はこれらの未亡人のうち、再婚して他家に嫁いだので追跡をあえて避けた者などを除き、これらB C 級戦犯の妻たちが、その後の長い三十数年の戦後生活をどう生きたかを描いたものであり、私は強い感銘をうけ、二・二六事件を起して処刑された青年将校たちの若かつた妻らの、その後の長い未亡人としての人生を描いた力作、澤地久枝『妻たちの二・二六事件』（昭47・2、――その後、中公文庫にも収められた）と共に、私がくり返し読んだ本である。『遺された妻』の中にも、子どもを詠んだ歌をのこした処刑者がいる。

② ゆくりなく初面会に来し次男
永遠の別れと知らず帰りき

③ 長男の入試発表のこのタベ

一つ星見ゆ獄の狭庭に

④ 遙々と我を尋ねて幼子の

会すに帰る心淋しき

②と③は元海軍大佐井上乙彦の作である。井上は前述の石垣島捕虜殺害事件で絞首刑になった七名の中で、階級の最上位者である。神奈川県出身で、昭和二十五年四月七日に処刑された時は五十二才であった。遺書には、これ以上絞首刑を続行するのはアメリカのためにも世界平和のためにも有害無益であるから、私たちの処刑をもつて最後にしてほしいこと、日本では命令者が最高責任者であつて受命者の行為は、それが命令による場合は極めて責任が軽いのであるから考慮してほしいこと等を、

マッカーサー元帥あてに歎願している。②は、四月五日海兵帰りの長男が再出発のため大学を受験し、その発表日であつたため次男が代役で巣鴨を訪ねた。陸軍幼年学校から戻った次男は、新制高校生になつていていたという。井上が処刑の呼出しを受けたのはその日の夜のことである。歌を見ると彼は入試結果を聞く術もなく逝つたと思われ、哀れでならない。④は岐阜県出身の元憲兵中尉もと本川貞の作で、彼は昭和二十三年七月三日巣鴨で刑死、四十一才であった。二十年三月東京大空襲の日に、墜落中のB29から全身火傷を負つた飛行士がパラシュートで降下したが、火傷はすでに手のくだしようがない状態であったのを、本川達は、防空壕へ運んで斬首によつて処置したもので、それをとがめられて彼は絞首刑となつたのである。最初の面会の日に妻は三人の子を連れて行つたが、子どもは面会不許可とのことで、本川は遂にわが子らに会えずに逝つたという。それをうたつたのが④の歌で、この歌はトイレットペーパーに書き残したものと、上坂女史は書いている。

(2) 『世紀の遺書』

『世紀の遺書』編さんの経緯については前述の通りであるが、戦争犯人として絞首刑や銃殺刑に処せられた者は、日本内地の巣鴨ブリズンだけでなく、全部で五十ヶ所にも近い外地に於ても執行されている。刑死者だけで九〇八名に達し、本書卷末に挿入されている一覧表によれば、その他に病死・事故死・自決等を加えれば一〇六八名に達している。本書には彼等の遺稿が収められているのだが（上坂女史の著書に紹介されている短歌の作者らも、むろん本書中に入っている）、それは中国・蘭印・ビルマ・マレー・北ボルネオ・香港・濠洲・仏印・比島・巣鴨・グアムの順序に編さんされており、その戦犯裁判地や処刑地の範囲の広さに驚くばかりである。

彼等の遺稿の中に短歌を遺している者が、かなり沢山いる。しかしそれらを読んでみると多くは「人はよし悪しきまに我を裁くとも 直き心は神ぞ知るらむ」「今更に 散る身惜しとは思わねど 心にかかる國のゆくす

ゑ」式の古色蒼然たる類型的なもの、紋切型のものが多く、戦国時代の武将や明治維新の志士たちの和歌のたぐいかと錯覚させるようなものばかりで近代性に乏しく、率直にいって日本人の辞世歌というものにまつわる古い想念や発想を露呈しており、彼等の心情には同情しつつも、その歌には、私は文学的感動を覚えない。中に、北ボルネオで刑死した関西大学法学部出身の憲兵大尉中田新一の「めし食べる 時間となるを唯一の 楽しみとして 今日も生きてゐる」「殺すなら 早く殺せとつめよりて青き目玉をにらみ返しぬ」等の合計五十四首の「獄中詠」の大連作や、ラバウルで刑死した大阪帝大工学部出身の工兵大尉星島新一の「つぱくらめ みえずみなみのこのおじま こらのことづてたがもちきたる」「戦犯の名になく妻子ただいとし 正しき我の世に知れずして」や、マヌス島で刑死した海軍大佐篠原多磨夫の「手錠はめて 同胞に会ふその時は から元気もてほほえまむとす」や、先に引用したシンガポール刑死の京大生木村久夫上等兵の作品等が、淡々と構えなく素直に感情を

吐露しているので、却つてその力みのなさ、質朴さが読者的心をうつのである。子どもをうたつた歌も概ね様式的で個性がない作品が多いが、星島の前掲作品や、河合竹男（陸軍伍長、マニラで刑死）の

最夜中に ふと目をさまし 幼児は

父の姿を求め泣くらむ

工藤忠四郎（陸軍大尉、マニラで刑死）の

「バカ」の背に 乗りつつ帰る子供等の

声かんだかく吾兒の偲ばる

等が、比較的素直に子ども思慕を詠じている。

(②) 『巢鴨』

『世紀の遺書』に佳作が少ないので比べると、歌集『巢鴨』（昭28・9）には、すぐれた作品が多い。これは巢

鴨刑務所内の「巢鴨短歌会」で歌作に励む修練があり、

専門歌人の指導を仰いでおり、また専門の短歌結社に所属している人も少なくなかつた為もある。本書には歌

人の鹿児島寿蔵や阿部静枝が序文を書いており、巢鴨短歌会代表大槻隆と歌集『巢鴨』編集委員冬至堅太郎連名

の「後記」がある。「誰に見せるためでもない、耐えに耐えた果てに洩れる独語であつてみれば、巧拙は問題ではない。一日一日の苦惱をこの短い詩の中にたたみこみ、その上に立つて私達は常に前途を正視することが出来た」という「後記」の中のことばは、この戦犯たちの短歌作品の持つ意味を端的に示している。

① 育ちゆく さまを一目を見せむとて

連れ來し吾子を椅子に立たしむ

(平尾健一)

② 残生を 子らにかたむけ書く手紙

百五十字に制限されつ

(森 良雄)

③ 再びは 会うことなげむ幼児に

年齢などたゞね われはをりけり

⑨ 学友みなが かたみに父を語るとき

黙にしをらむ罪人の子は

(森 良雄)

(全)

④ すでにして 破局をつげし半生に

残りし吾子が 妻に似てゐる

(毎田一郎)

(全)

⑤ 去りゆきし 母にはふれずひたすらに

われの帰りを 待つといふ子よ

(全)

⑥ すゑの子が まるまる太り

にくまれ言いふとし聞けば 心やすまる

(鳥巢太郎)

⑦ おぼつかなく歩める吾子よ 明日よりは

別れねばならぬわが胸に来よ

(岡内俊一)

⑧ 始めてを かなに書き來し子の手紙

壁に向ひてまた読むわれは

(冬至堅太郎)

① の作者は九大医学部助教授で、昭和十一年以来の「アララギ」会員である。二十三年八月死刑の判決を受けたが、二年二ヶ月後、四十五年に減刑された。この歌は子を連れて面会に来た妻と「網戸をへだてて」「ただ四十五分間」の面語した折の作で、「かほそかる喉ならして水のめるこの子の命とはに生かしめ」の歌が続いている。②③の作者も九大医学部卒、絞首刑判決より減刑され、重労働二十年となつた。昭和二十四年から作歌を始めている。②は「死刑囚棟その二」、③は「死刑囚棟その三」の中にある。後者は面会の折の作品で「白き咽喉見せて無心に呑む吾子よ生きの別れの水と知らなり眠れる」等の歌が続いている。④⑤の作者は米軍横浜裁判で終身刑判決を受けてから巣鴨ブリッズンの中で作歌

を始め、「ボトナム短歌会」会員。判決から二年半後、妻の申し出により服役の身のまま協議離婚している。戦犯の中にはこの種の不幸をも味わう人が居た。長男（八才）は留守宅で祖父が養育中、とある。二首はそうしたトラブルを背景にして、残されし子が去つて行つた妻に似ているという微妙な感情を詠出しており、一人で父を待つその子を想う衷情を披露している。(6)の作者は、九大医学部卒、アメリカ関係の事件で最初は死刑、後に十一年に減刑された。この歌は「面会」一連の中であり、ほろにがい父情を吐露している。「まじまじと吾を見てゐし子は笑みて鬚が伸びて」と妻に告ぐるも」「口数の少きままにひたぶるの眸はわれに向けをりし子よ」等が、(6)の歌の前にある。(7)の歌の作者はやはり横浜米軍事法廷で重労働三十五年の判決を受け、後に二十年に減刑された。この歌は「別離」と題する一連の中にある。

(8)(9)の作者は前述したが、東京商大（現一橋大）卒、中支に出征し一旦帰還したが、再度応召、二十年六月の西部軍司令部に於ける米軍飛行士処刑に参加し、それが原

因で二十年末、横浜法廷で絞首刑判決、一年半後、終身刑に減刑された。短歌は巣鴨に入り親しみ始めた模様で、死刑囚棟で前出の平尾健一等と歌会を始め約一年続いたが、死刑執行により逐次人員減少となる。(8)(9)は「着換へつつシャツ柔かに匂へれば一日を妻に会ひたりぬ」を冒頭とする「シャツ匂へれば」と題する一連の中にある。(8)の「始めてを」の「を」は添字で特に意味はない。(9)の「黙にしをらむ」は「黙つて居るだらう」の意味で、戦犯の父親を持つわが子の衷情を思いやつてゐる。なお冬至堅太郎は次のような歌ものこしている。

(10) わが斬りし 米兵の妻子想ひをり

背冷えびえと壁にもたれて

自分が処刑した敵兵の妻や子を想いやつていて歌はどうの本でもあまりないので、私の記憶にのくるのである。

（お茶の水女子大学）